



▲水俣湾埋め立て地完成予想図

郷土を護るため、公害防止思想の啓蒙、普及に努めながら、公害の未然防止、良好な生活環境の保全のため、監視体制、指導を強化します。

水俣病対策として、現行認定制度の抜本的改善を含め認定促進のため一層の努力をするとともに、水俣湾等のたい積汚泥の処理についても監視委員会の設置を行い二次公害の防止に万全を期します。

★公害防止指導監視調査……………八千四十四万円

大気汚染、水質汚濁等の防止指導費、環境監視調査費として所要の金額を計上しています。大気関係では窒素酸化物について、総合調査を行うとともに、自動車排出ガスの測定局を新たに設置することとしています。

また、水質関係では、上のせ規制等によっても水質環境基準を未だ達成していない水域のうち白川、坪井川水域について汚濁源等の調査を行います。

★公害防止施設整備助成……………三億五千六百八十二万円

産業公害の防止を推進するために、公害防止施設整備資金融資制度を設け中小企業者に対し資金的に助成し、公害防止対策について指導助言を行います。

★公害被害者救済対策……………一億八千八百八十二万九千九百九十九円

昭和五十二年二月末日現在で、水俣病認定患者は、九百四十五人、認定申請中の人は、三千五百九十人となっております。水俣病被害者の迅速な救済を図るため、今後とも国に対し制度の抜本的改正

および当面の促進策について要望し、具体化実現を強力に推進することとしております。

また、処分が遅れているため十分な治療が出来ないでいる人々に内容を充実し医療救済を図ることとしております。

なお、このほか水俣病認定患者の方々の保健福祉事業等を行うこととしております。

★水俣湾等たい積汚泥処理事業……………十七億円

水俣湾内にたい積する水銀を含む汚泥を浚渫除去し、湾奥部の五十万㎡の区域に汚泥を封じ込め埋立てます。これにより現存の岸壁が使用不能となるため、その代替岸壁等を建設する計画です。

★廃プラスチック処理対策……………五百六十一万円

施設園芸にとまら廃プラスチックの処理対策として、啓蒙活動を行うとともに、処理促進に必要な経費の一部を熊本県農業用廃プラスチック類処理対策協議会に助成します。

★土壌汚染防止対策……………七百二十九万円

荒尾地区カドミウム土壌汚染対策指定地域の恒久的対策をはかるため、現地改善対策試験を実施するとともに、暫定防止対策としてのカドミウム吸収抑制資材の投入について助成します。

★一般企業廃棄物点検指導……………二百五十二万円

排出事業所、並びに産業廃棄物処理業者等に対する適切な指導と監視を強化して、適正処理の確保を図ります。



▲災害に備え関係機関が一体となった総合訓練

悲惨な交通事故を防止し、交通安全と円滑を確保するため、県では、市町村

その他関係機関及び団体等と密接な連携をとりながら総合的な交通安全対策をす

すめていきます。

防災体制については、台風、集中豪雨、石油や液化ガスの災害等、態様の複雑化してきた災害に対処するための施策を充実します。

★交通安全総合対策……………七百十八万円

県民総参加の事故防止運動をさらに発展させるために年間を通じて各種の交通安全運動を実施するほか関係者の研修をするなど交通安全教育体制の強化をはかります。

★交通コーナー設置等補助……………五百九十九万円

小学生に交通安全の知識を身につけてもらうために学校敷地内に設置する信号機や標識などの器材に補助します。

★高校生の交通安全対策……………三百五十三万円

学校ごとに単車の専門指導員を派遣して、高校生への交通安全講習会を開催します。また、各学校の安全担当者を対象に研修会を実施し、指導者を養成します。

★通学路等緊急安全施設整備……………四千万円

通園通学路及び生活道路を中心に地域住民の参加のもとに交通診断などを実施し、緊急に設置を要する交通安全施設を整備します。

★交通安全施設整備……………十七億四千九百七十九万円

「歩道と車道の分離」「安全な道路」を目標に、年次計画にそって、歩道、自転車道、ガードレール、反射鏡などを設置していきます。

また、公安委員会の事業としては事故率や交通量などを分析しながら、信号機、標識、標示などを緊急度に応じ整備します。

★防災行政無線及び水防テレメーター施設整備……………二千六百六十八万円

非常災害時における県、市町村、防災関係機関相互間の通信を確保し、県下主要地点の雨量、水位等を迅速、適確に収集します。

★市町村消防施設整備……………千三百二十五万円

安全な都市、県民が安心して住める地域をつくりあげるため、消防施設の不備な市町村に助成し、消防力の拡充、強化を図ります。

★石油コンビナート等災害防止対策事業……………百万円

八代市大島地区の石油コンビナート特別防災区域の指定にともない、同地区に対して防災本部の設置、防災計画の策定、訓練の実施など防災対策の強化を図ります。